

2014年11月5日

京都府知事 山田啓二 様

**憲法を守り、いのちと暮らし、  
営業を守る府政を**

**2015年度**

**京都府予算に関する申し入れ**

日本共産党京都府会議員団

団長 前窪 義由紀

## はじめに

安倍政権のあらゆる分野での暴走が、府民の暮らしと平和の重大な危機をもたらしている。

国民多数の批判を押し切って強行された消費税増税の影響が、日本経済にはっきりとあらわれてきている。働く人の実質賃金が低下し、家計消費が冷え込み、GDP（国内総生産）が落ち込むという増税不況が始まり、日本経済は「好循環」どころか、悪循環の危険水域に入っている。府民の暮らしと中小業者の営業にも深刻な影響が出始めている。

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」強行は、「海外で戦争する国」づくりを進める歴史的暴挙であり、国民の不安と批判を広げている。沖縄の米軍新基地建設の押しつけは沖縄県民の怒りの火に油を注いでいる。そういう中で強行している、京丹後の経ヶ岬への新たな米軍基地の建設は、京都を集団的自衛権行使の最前線基地にするものである。

5月21日、福井地裁で、関西電力に大飯原発の運転差し止めを命ずる画期的な判決がくだされた。にもかかわらず、安倍政権は、原発の再稼働と輸出にしゃにむに突き進もうとしており、京都府も、国の原子力規制委員会が再稼働を決めれば認める、という姿勢である。

一方、8月～9月の豪雨災害は、甚大な被害をもたらした。災害の復旧・復興は道半ばであり、住宅と生業の再建、中小業者の営業再開や農林水産業への支援が、引き続き求められている。同時に、河川や道路の改修、土木事務所の体制強化など、防災対策の抜本的な強化が求められている。

以上のような情勢のもとで、来年度の京都府予算の編成にあたっては、憲法を守り、府民のいのちと暮らし、営業を守る役割を果たせるようにするために、次の26項目の緊急要求と128項目の分野別重点要求を申し入れるものである。

## 緊急要求

### **(1) 豪雨・台風被害対策と防災対策の強化を**

- ①生活再建支援制度の拡充を国に求めるとともに、本府の被災者住宅再建支援事業は、恒久化に加え1棟被害の災害も対象とするなど拡充すること。また、グループ助成を適用するなど中小企業・農業再建支援事業等を拡充し、恒久化すること。補正予算の周知徹底と速やかな執行に努め、災害復旧、生活・生業の再建に全力をあげること。
- ②床下浸水被害を受けた多くの被災者に対して支援対策を講じることや中小企業と農林漁業の災害復旧の対象とならない災害に対しても支援を行うこと。また、被害を受けた設備や備品の更新などに対し、いっそうきめ細かな支援を行うこと。
- ③由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の整備、危険箇所の改修、堤防強化等の促進を強力に国に働きかけるとともに、減少している河川改修予算の増額をはかり、府管理河川の天井川や未改修河川の整備を急ぐこと。また、ダム熟练操作基準・運用について検証し、予備放流の適切な実施など洪水対策に万全を期すこと。中小河川の内水排除ポンプの能力、設置位置、操作・運用等の検証を進め、内水氾濫防止に向け、ポンプの増設等適切な対策を講じること。
- ④森林の管理・整備、学校のグラウンド・田畑、ため池等を活用した雨水の一時貯留、事業所・家庭での貯水タンクの設置など、河川への負担を軽減するための対策を強化すること。総合的な治水対策を推進する「条例」を検討すること。
- ⑤住民理解のもと土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム、治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、流木等の防止対策を抜本的に強化すること。
- ⑥豪雨・台風等3年連続の災害における振興局・土木事務所の対応について検証し、配置や体制を見直し、技術職員等の増員をはかること。情報伝達、避難対策の充実と市町村、関係機関との連携を強化すること。

### **(2) 米軍基地受け入れ撤回、憲法9条を生かし、安心・安全の行**

#### **政、原発ゼロ政策への転換を**

- ①京丹後市への米軍レーダー基地建設への「協力表明」を撤回し、持ち込まれたレーダー本体の撤去、基地建設の中止を日米両政府に求めること。
- ②住民の安心・安全、環境を守るために、次のことを日米両政府に求めること。
  - ・日米地位協定の見直し。
  - ・海難事故、ドクターヘリ運行時の停波措置の実施。
  - ・米兵・軍属による事件・事故が起きないような万全の対策。
  - ・米軍による工事で破壊された「穴文殊」一帯の形状復活と景観保全。
  - ・日本環境管理基準にもとづく環境調査の実施と公開。

- ③オスプレイの実動訓練・防災訓練への参加を全国に広げることや自衛隊へのオスプレイの配備計画に反対すること。
- ④集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と関連法案改定の中止を求めること。
- ⑤特定秘密保護法の廃止と国家安全保障会議設置の撤回を求めること。
- ⑥大飯・高浜原発の再稼働に反対し、原発ゼロの政治決断を行い、再生可能エネルギー推進条例を制定し、再生可能エネルギーの飛躍的拡大政策に転換すること。
- ⑦原発の立地県並みの「安全協定」を実現し、京都府と関係市町の避難計画を緊急に実効性あるものに見直すこと。

### (3) 地域経済の振興と正規雇用の拡大、いのちと暮らしを守る対策を

- ①消費税率の10%への引き上げ中止、「医療介護総合法」の撤回、TPP交渉からの脱退、今国会に提出されている労働者派遣法「改正」案の撤回を国に求めること。
- ②最低賃金1000円への引き上げと中小企業への賃金助成の拡大を国に求めるとともに、府内の大企業に対し、内部留保を活用した賃上げを要請すること。「ブラック企業」の根絶に向けて実態調査を行い、労働局とともに「ブラック企業」への指導をすすめる推進体制をつくること。正規雇用拡大の年度目標達成に向け、大企業における正規雇用の促進など民間企業に働きかけるとともに、足元の本府における正規職員を増員すること。
- ③中小企業地域振興基本条例を制定し、すべての中小企業を対象に経営の下支えと仕事おこしを進め、住宅リフォーム助成制度の創設、固定費支援など設備投資補助制度の拡充、中小企業発注の拡大をはかること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づける「公契約条例」の制定を行うこと。
- ④大型店出店が郊外にも都市部にも急増し、既存の商店街はいつそうきびしい状況に追い込まれている。市町村と連携して商業影響調査を行うとともに、大型店に対し、地域商業や交通等への影響を考慮した営業計画に改めるよう求めること。また、大型店の身勝手な出店・退店を規制するため、小売商業調整特別措置法の周知と活用をはかるとともに、国に対して大店立地法の「需給調整排除」条項を削除し、まちづくり3法の見直しを求めること。
- ⑤コメの価格下落対策のため、過剰米の市場隔離を行ない、少なくとも生産費（16000円／60キロ）を補償し、需給調整に直ちに乗り出すよう、政府に求めること。府独自にもコメの価格保障、所得補償を検討し、とりわけ特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。
- ⑥「強い農業をめざす」として政府がすすめる「農政改革」（コメ直接支払交付金の半減と5年後廃止、農業委員会の公選制廃止、全国農業協同組合中央会の解体・株式会社化等）に反対するとともに、農業委員会の公選制維持と活動支援の強化をはかること。
- ⑦子どもの医療費助成制度は、入院も通院も中学校卒業まで無料にすること。小中高校の30人学級を実現すること。府内すべての中学校で、温かい全員給食が実施されるよう市町

村を支援すること。公立高校の募集定員を増やし、夜間定時制の募集定員の削減をやること。今年実施された前期選抜制度は直ちに廃止すること。

- ⑧老人医療助成制度の周知徹底をはかり、制度は現行水準のまま、対象者を74歳まで拡大すること。
- ⑨生活保護基準の引き下げ、年金の切り下げを中止し、元に戻すよう国に求めること。
- ⑩府営水道料金の見直しにあたっては、府民が支払う水道料金が、乙訓・木津系は値下げになるよう、宇治系は値上げにならないよう、いっそうの努力を行うこと。受水市町の使用水量と大きくかい離している「基本水量」を見直すこと。

#### **(4) 年末の緊急経済・生活支援対策を**

- ①雇用と中小企業の経営を守る対策を強化し、丹後の家内労働法の最低賃金改定の周知徹底をはかること。8・9月の豪雨災害による被害の傷が癒えていないもとの、年末にむけ、府内全域で住居や生活保障、雇用などのワンストップ相談・支援体制をとるなど、万全を期すこと。
- ②希望者の要望に応え、生活福祉資金の生業資金貸付の運用改善をはかること。また、府の「くらしの資金貸付制度」を復活し、通年化して貸付金額も引き上げること。
- ③金融機関に対し、年末融資の拡充をはかり、借り換え時や制度融資の条件変更柔軟に対応するよう求め、変更時等の保証協会の保証料への助成制度を実施すること。銀行による中小企業に対する資金の強引な回収等が行われないよう申し入れ、対応を求めること。各種制度融資の返済据え置き期間を、現在の2年から3年に延長すること。

## 各分野の重点要求

### 1. 中小企業と雇用を守り、地域循環型経済を。農林漁業支援の抜

#### 本的強化を

#### ○中小零細企業の事業継続と振興をはかるとともに正規雇用の拡大と強化を

- ①全ての中小零細事業者・小規模事業者を対象に制定された小規模事業振興基本法に、「地方公共団体の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する責務を有する」との規定にもとづき、商工会議所や商工会等とともに、広く中小企業関係団体や中小零細事業者の声を聞き、中小企業地域振興基本条例の制定をはじめ経営的支援の各種施策の強化をはかること。
- ②関係者の英知を結集して、京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」の設置など、真に実効ある振興策を確立すること。
- ③西陣織、丹後織物、京友禅等の振興をはかるため、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急な実態調査を行うこと。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成をはかること。伝統産業振興のために大規模な財政支援を行うこと。また、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。とくに、技術や材料の消滅の危機にある業種・業界については、業界の意見を聞き、行政を挙げて対策を講じること。
- ④「北部産業技術支援センター」「京都府織物・機械金属振興センター」への技術職員の増員、検査機器設備の拡充など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。同時に、府域全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び「中小企業技術センター」においても、技術指導とともに人的配置も含め、体制強化をはかって経営支援事業を復活させること。
- ⑤府の行う公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめる、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により、仕事確保をはかること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。
- ⑥公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とし、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げる等改善すること。入札の実施にあたっては、共同入札の30社以上という制限を改善し、土木事務所単位で実施すること。
- ⑦商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けと

なる支援施策を実施すること。

- ⑧制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行う仕組みに変えること。中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興をはかること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。また、制度融資利用にあたって、延納等で納税している事業者については、制度融資資格者として、資金需要にこたえられるように改善すること。
- ⑨中小企業あんしん借換融資について、5号の指定業種について前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。信用保険制度の責任共有制度を撤回するように国に求めること。
- ⑩日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地促進条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ⑪障がい者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、すべての高齢者雇用に取り組む団体を支援すること。

## ○京都農業の振興、食料自給率向上、鳥獣被害対策の強化を

- ①「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、対策を講じること。
- ②農地中間管理機構の運営にあたっては、株式会社など農外企業の参入優先ではなく、これまで農業と農地、農村集落を維持・存続するためにすすめてきた集落営農など農業の組織化・共同化の努力と到達をふまえ、地域の農業者を優先すること。企業が参入する場合は、「地域協定」の締結などを行うこと。
- ③「京カプラン」については、「担い手」として一部の大規模経営者だけではなく、兼業も含めた多様な家族経営、小規模経営についても維持・発展をはかること。農業機械更新については、法人以外にも助成を拡充すること。
- ④新規就農支援対策については、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、貸与額引き上げ・期間延長、住宅対策などをはかるとともに、技術支援や販路の拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的に支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- ⑤鳥獣被害対策をさらに拡充し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罠・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げ、モンキードッグ育成への補助、狩猟免許取得への支援など、従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行うこと。「特定鳥獣保護管理計画」の実施にあたり、科学的で適切な個体管理を行い、シカやイ

ノシシ、クマ等の生息数を正確に調査し、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。鳥獣の生態や有効な大量捕獲技術の研究、確立および普及をすすめること。捕獲処分施設の建設や維持管理への支援を強化すること。山林の整備等、生息環境の整備に着手し促進すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。

- ⑥都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興をはかること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。
- ⑦中山間地直接支払い制度の積極的活用をはかり、実施状況調査をもとに必要な拡充、改善を政府に求めること。いわゆる「限界集落」をはじめ、存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落の存続・再生の担い手対策、「命の里」再生事業の拡充、「里の仕事人」の増員、実施年限の延長など、抜本的に強化すること。
- ⑧ビニールなどの資材や燃料、肥料、飼料、電気料金などの値上がり対策を行うこと。
- ⑨飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。

## ○林業と育てる漁業の振興、食の安全の確保を

- ①外国産木材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。
- ②府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。
- ③森林適正管理条例の施行・運用にあたっては、森林所有者に対するていねいな説明と理解・合意を前提とし、森林災害を未然に防止するため、森林組合への支援や府の職員体制を強化し、森林の実態把握をすすめ、所有者への支援を積極的に行うこと。
- ④「宇治茶」など茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化への支援をいっそう強化すること。
- ⑤育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかること。栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に求めるとともに、担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、定置網の更新への支援、燃油高騰対策などを行うこと。
- ⑥「食の安全」確保と放射能汚染対策のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかり、保健環境研究所、保健所、消費生活安全センターなどの体制強化と検査機器の充実をはかること。市町村ごとの消費者相談の専門の窓口を早急に設置できるよう支援強化を行



うこと。

- ⑦国産牛のBSE対策として実施されていた全頭検査の復活を国に求めるとともに、府も全頭検査を復活すること。
- ⑧農水産物の放射能汚染について生産者が検査を要望する場合、自己負担せず迅速に進められるよう、府として検査体制を強化すること。
- ⑨輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。

## 2. 社会保障の改悪に反対し、府民のいのちと暮らしを支える対策を

### 〇いつでもどこでも安心して受けられる医療体制の整備を

- ①国民健康保険の都道府県単位の一元化は見直し、国民健康保険財政への国庫負担を抜本的に増額するよう国に求めるとともに、市町村への独自支援を強化すること。すべての加入者に保険証を交付するとともに、滞納者へは納付相談を丁寧に行ない、一律的な滞納処分を行わないこと。無保険者の実態を把握すること。国民健康保険一部負担金減免制度を積極的に活用するよう市町村へ助言すること。保険医療機関における窓口一部負担未回収問題について、財政支援の仕組みを検討するよう国に求めること。
- ②後期高齢者医療制度の速やかな廃止と保険料の引き下げ、70歳から74歳の窓口負担を1割に引き下げるよう国に求めること。
- ③京都府立医科大学附属北部医療センターの脳外科医の確保をはじめ、府北部地域における医師確保対策を強化し、脳卒中や心筋梗塞などの重篤な救急患者に適切な治療が行えるようにすること。
- ④医師養成数の抜本増及び医師確保のため予算増と診療報酬の改善、医師の養成確保計画の策定、不足診療科と医師不足の改善に向けた年次計画の策定を国に求めること。本府としても、地域医療確保のための医師確保計画を策定し、地域医療支援センターを活用し、オール京都の体制で医師不足地域への派遣等緊急支援対策を講じること。
- ⑤民間保険医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。災害を受けた医療機関に対し、損傷した医療機器の再購入等に対する支援を行うこと。
- ⑥府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学附属病院の院内保育所の開設を急ぐこと。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成確保と地域偏在解消対策を講じること。
- ⑦府立洛南病院の危険ドラッグ等薬物依存症患者や認知症患者の受け入れ体制の拡充のため、医師やOT、PTなどを増員すること。府北部医療センターや公立南丹病院に精神

科病床を整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。

- ⑨総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。
- ⑩肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、肝炎治療費への公的支援制度の確立、障害者手帳の交付基準の改善等、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化、肝炎患者への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかるよう、国に求めること。患者・家族の代表も参加する「肝炎対策協議会」を設置し、患者の立場に立った施策の推進、全医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制整備、低所得者への医療費無料化などをすすめ、肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ⑪難病の患者に対する医療等に関する法律にもとづく医療費の助成については、自己負担をなくし、すべての難病患者を対象とし、長期にわたる治療・療養を支える医療費の助成や医療提供体制の整備など療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めるとともに、府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた先天性胆道閉鎖症患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。難病を持つ子どもたちへの支援の拡充や長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センターの充実やピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。
- ⑫脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。
- ⑬高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。独立した高次脳機能障害支援センターを整備し、コーディネーターを正規職員として配置するなど施策推進体制の抜本的強化をはかること。生活機能回復と社会参加のための地域訓練拠点施設の整備をおこなうこと。障害者手帳取得促進をはかること。
- ⑭災害発生時における、透析患者の受け入れ体制の構築をはかること。人工透析施設不足地域に整備拡充をはかること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。透析患者も公的な老人施設へ入所できるよう、事業者へ助言指導をおこなうこと。慢性腎不全対策における協議会の設置を行い、地域における慢性腎不全対策の推進をはかること。
- ⑮「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、舞鶴医療センターに産婦人科医を早急に派遣し周産期医療サブセンターとしての機能を回復させるとともに、府南部地域など府内医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU 後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- ⑯「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。府保健所の「乳幼児健康管理事業」は継続して実施し、低体重児等へのきめ細かな支援

が必要な乳幼児に対する専門的クリニックを継続すること。

## ○介護保険制度と生活保護制度の改善、障がい者対策の充実を

- ①在宅や自立を強要する介護保険制度の改悪に反対し、すべての要介護者への必要な介護の提供、国庫負担による地域生活支援基盤の整備をすすめるよう国に求めること。高齢者の悉皆調査を行うこと。地域包括支援センターへの支援、コミュニティーソーシャルワーカーの配置等を行うこと。
- ②介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、いっそうの賃金・労働条件等改善へ、介護保険とは別建ての恒久的な支援策を国に求めること。
- ③「障害者総合支援法」を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額を国に求めること。家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障がい者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。高齢障がい者の介護保険優先を改めること。
- ④「京都府障害のある人もない人も共にいきいきと安心して暮らせる社会づくり条例」の実施にあたっては、障がい当事者の声を聞いて、必要な条例の見直しなどを早期に行うこと。
- ⑤「南部聴覚言語障害センター」の開設にあたっては、関係者の意見を反映するとともに、障がい者専門の高齢者施設、介護保険施設を山城地域にも整備すること。障害者手帳の有無にかかわらず、必要な聴覚障がい児には補聴器の補助が受けられるよう、市町村への助言・支援を行うこと。京都府立ろう学校に通う児童が居住地の学童保育、児童クラブを利用できるようにすること。盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。老朽化した船岡寮や洛南寮の建て替えへの支援を行うこと。
- ⑥地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障がい者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。障がい者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。
- ⑦重度心身障がい者の医療的ケア体制等の充実をはかること。府立舞鶴子ども療育センターの整備にあたっては、「府北部の障がい児療育の拠点」にふさわしい医師をはじめとする専門職員の人員体制の充実をはかり、児童発達支援やショートステイ事業、入院から在宅への移行支援、幼稚園や保育所、小中学校への巡回支援事業などを充実すること。
- ⑧京都府福祉医療制度について、所得制限を強化しないこと。重度心身障害児・者医療制度、重度障害老人健康管理事業、老人医療助成制度などは継続、拡充すること。
- ⑨生活保護の老齢加算の復活と夏季加算の実施を求めること。見舞金を復活し、クーラーの設置費用への支援を行うこと。生活保護の申請権を保障し、府内の市町村の窓口申請用紙を置き、保護の決定については、法定期限の2週間以内に決定するよう助言すること。保護の辞退届けの強要や、実態を無視した就労指導は行わないようにすること。

本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し改善すること。

- ⑩府内関係機関と連携した自殺対策の強化を行うこと。
- ⑪桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設において指定管理者制度に移行後の総括および検証を行うこと。府立洛南寮については実情に応じた職員体制を早急に拡充すること。

### **3. 貧困から子どもを守り、ゆきととどいた教育、子育て支援の拡充を**

#### **○競争と格差拡大の教育の見直し、文化・スポーツ行政の充実を**

- ①子どもたちが高校で学ぶ権利を保障し、どの学校を選んでも格差のない教育を保障すること。公立高校の普通科を減らさず、「特色化」など子どもを選別する方向を抜本的に見直し、前期選抜制度については直ちに廃止すること。中学卒業生数の増加にみあう募集定員増を行ない、地域の高校を守り発展させること。定時制・通信制高校については、生徒や保護者・教職員をはじめ幅広く府民の意見を聞き、統廃合や定数削減は行わないこと。通信制で廃止された補食費への補助を復活させること。養護教員の正規化、支援員の配置拡充、教育条件の改善を行うこと。

新設される清明高校については中期選抜も実施すること。

- ②いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して、支援・相談などの学校現場の体制をいっそう強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめ、30人学級を実現すること。また、教室不足の解消を国に求めるとともに、府として支援を行うこと。
- ③競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ④特別支援学級の定数改善を国に求めるとともに、本府においても1クラス8人という基準について、実態にあった改善措置を行うこと。通級指導教室のさらなる拡充を行うこと。向日が丘支援学校などの老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の整備・充実を行うこと。高校や私立学校を含むすべての学校に、特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。府南部への特別支援学校の新設にあたっては、保護者や教職員の声をよく聞き、速やかに建設すること。また、過密化対策をしっかりと行うこと。
- ⑤教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、全ての学校に専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置、食育の充実に欠かせない栄養教諭・職員および専任の図書館司書の全校配置、スクールカウンセラーの拡充など、教職員定数・配置の抜本改善をはかること。希望する全ての学校に、まなびアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）を配置すること。
- ⑥公立高校授業料不徴収の所得制限の撤回、高校教育の無償化を国に求めること。義務教

- 育における教育費の保護者負担の軽減をはかるとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の保護者負担の軽減や通学費補助の拡充、給付制奨学金も含めた各種奨学金制度の充実をはかるとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑦府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等課程も対象とし、生徒への直接助成とすること。国に対し、私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう求めること。
  - ⑧高すぎる大学の学費の値下げ、給付制の奨学金の創設を国に求めること。また、本府としても、府内出身の大学生等に対して無利子の奨学金制度を創設すること。
  - ⑨府立学校の耐震工事やバリアフリー化を早急に府の責任ですすめること。また、市町村への支援も行うこと。子どもたちへの科学的な防災教育（原発・放射能災害をふくむ）をすすめること。通学路の安全対策を強化すること。
  - ⑩同和奨学金償還対策事業は廃止すること。
  - ⑪府立植物園は、府直営で、博物館法にもとづき充実をさせること。高齢者の入園料を無料に戻すこと。京都マラソンのコースにするなど、植物の生育環境を悪化させるようなことは中止すること。
  - ⑫文化・芸術、スポーツ、社会教育にかかわる府の指定管理施設は、計画的に整備・充実をはかり、府民が利用しやすいように安価な施設利用料・駐車料とすること。府内の小中高校、子どもたちを対象にした舞台公演・鑑賞創作活動等への支援事業を抜本的に拡充させること。
  - ⑬憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採用しないこと。義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という責務を果たすよう、国に求めること。
  - ⑭公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行ない、さらに府立大学の老朽校舎の整備、耐震をふくめた改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。
  - ⑮新総合資料館の建設にあたっては、現場職員の声をよく聞き、当初計画の見直しを検討すること。

## ○安心して子育てができる支援の拡充を

- ①2015年度から施行される子ども子育て支援法については、保育の公的責任を果たし、障がい児や短時間保育などの子どもが排除されないよう国に求めること。京都府の条例についても、現行水準を下回ることがないよう見直しを行うこと。
- ②男女ともに子育てしながら働きやすい環境整備のため、有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善にむけ、労働局と連携して、企業への指導・援助を強めること。
- ③「家庭支援総合センター」の職員体制を拡充すること。また、乙訓地域や南丹地域に新たに児童相談所を設置すること。虐待対応専任職員を増員すること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力

し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開をはかる実効性あるネットワークを構築すること。

- ④「子ども発達支援センター」は、ADHD・学習障害・高機能広汎性発達障害など障がい児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行うこと。舞鶴子ども療育センターと花ノ木センターの療育体制を支援すること。
- ⑤小規模学童保育の支援を復活させるとともに、大規模学童保育所の解消を支援すること。障がい児を含む学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減や1人親家庭への支援の強化に努めること。本府の中高生を対象とした障害児放課後サポート事業を拡充すること。障がい学童への季節療育の拡充を行うこと。
- ⑥配偶者暴力相談支援センターの体制を強化するとともに、府北部、南部に同センターを設置すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑦乳幼児から大人までの喘息やアトピー性皮膚炎、アナフィラキシーショック、化学物質過敏症などアレルギー性疾患についての府内での実態調査を行ない、府としての総合的なアレルギー性疾患についての対応方針を確立すること。
- ⑧保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行うこと。
- ⑨児童ポルノによる被害児者を一人もつくらないために、情報リテラシー教育や性教育、府民への広報啓発などに努力すること。被害児者の支援体制を強化し、人的体制も拡充すること。
- ⑩危険ドラッグの販売及び使用の規制を強化するため、実効性のある条例を制定すること。

## 4. 原発ゼロ、災害の被害防止と安心安全なまちづくりを

### ○すべての原発の廃炉と原発防災対策の強化を

- ①すべての原発の廃炉を国と電力会社に求めること。
- ②京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）については、30 kmの範囲に限定せず、府域全体を対象とするなど、さらなる見直しを行うこと。資機材・体制の整備に市町村とも協力し万全を期すなど、府の責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- ③東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちに対し、甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の実施、訪問相談体制の充実、年末・年始の見舞金支給、帰省・帰郷のための交通費負担など、支援を強化すること。
- ④初期被爆医療体制、二次被爆医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をはかること。そのための必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。事故発生時のヨウ素剤配布についてひき続き拡充を行い、住民とりわけ子どもたちへのヨウ素

剤投与が迅速にできる体制を構築すること。

- ⑤南海トラフ巨大地震・日本海側の直下型地震・隠岐トラフ等の対策を強め、地震・津波被害想定調査を早急に実施すること。

## ○再生可能エネルギーの飛躍的普及を

- ①再生可能エネルギーを京都府の基幹エネルギーとして位置づけ、飛躍的な普及のため太陽光パネル発電設置目標等を見直し、再生可能エネルギーと省エネルギー社会実現に向けた中長期の目標と計画を持つこと。中小企業と地域経済の活性化につながる方向で推進するため、再生可能エネルギー基本条例を制定すること。
- ②太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ③発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先アクセス原則、固定価格買い取り制度の充実など、国と電力事業者に求めること。
- ④「地球温暖化対策推進計画」で、原発の稼働を前提としている2011年度以降の温室効果ガス排出量削減目標と計画の見直しを行うこと。市町村に対し積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑤化石燃料依存の発電は当面最小限にし、電力確保とCO2カットの両面から取り組むこと。大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急に実施すること。
- ⑥府域での温室効果ガスの削減に逆行する、年間830万トンものCO2を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO2排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。

## ○防災・減災への本格的な対策を

- ①発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。南海トラフ巨大地震の市町村別の被害想定を周知をはかること。日本海側の津波予測を見直し、防災・避難の総合対策を講じること。
- ②迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、消防救急無線のデジタル化等市町村の防災対策を支援し、強化すること。
- ③学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。耐震診断制度を交通費も含め無料化すること。
- ④舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑤淀川水系河川整備計画は、多くの専門家、流域住民の反対意見を押し切って「ダム建設ありき」で策定されたが、天ヶ瀬ダムの1500トン放流などによって流域の安全を脅かす

とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業であり、天ヶ瀬ダム再開発の中止等全面的な計画の見直しを国に求めること。

## ○安心して住み続けられる環境行政を

- ①産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立ち入り検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取ること。
- ②城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。採取地の井戸から水銀等汚染物質の検出が続き住民の不安が高まっている、汚染原因の究明を進めるなど地下水汚染対策を強化すること。汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。また、条例、法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止をはかること。
- ③ゴミの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な援助を行うこと。
- ④城南衛生管理組合の焼却灰、煤塵等から、国の基準値を超えるダイオキシンが検出され、最終処分地への搬入を停止された。自治体による環境破壊を許さず、立ち入り検査等再発防止対策を強化すること。市町村の廃棄物焼却施設の老朽化対策、施設更新の対応が急がれており、財源確保も含む支援策を講じること。
- ⑤ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- ⑥アスベスト被災の責任と被災者救済への補償を国に求めること。国の石綿飛散防止対策の規制強化に伴い、「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物の解体・改修を対象にすることや解体工事前の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない現場への立ち入り等を実施し、解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する府補助制度を創設すること。
- ⑦中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- ⑧「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- ⑨海岸への漂着ゴミの対策を強化すること。

## ○住民本位の開発、地域づくり、生活交通対策を

- ①「旧私のしごと館」の運営は、国に維持管理の財政負担を求め、活用にあたっては中小



企業や地域経済の振興、文化の創造・発展に資するものとする。

- ②交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる京都市内高速道路3路線は、計画を廃止し阪神道路株式会社から撤退すること。新名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設中止を国に求めること。
- ③高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の危険箇所の解消、歩行者安全対策を緊急に行うこと。
- ④「京都スタジアム（仮称）」の建設計画は治水や環境面で大きな問題があり、中止すること。
- ⑤鉄道駅のバリアフリー化促進のため、関係市町村、鉄道事業者と連携し整備を急ぐこと。踏切の改良、ホームに安全柵の設置等安全対策を早急に講じること。JR奈良線複線化事業促進、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。
- ⑥「京都府住宅基本計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。エレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。
- ⑦地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。生活交通・公共交通のあり方の協議は住民参加で進め、地域公共交通会議をすべての自治体に設置すること。
- ⑧マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充をはかるとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- ⑨世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ⑩府民公募型安心・安全整備事業は、地元業者の仕事確保、地域経済の振興に向け発展させること。また、事業の円滑な執行をはかるため土木事務所の体制を強化すること。

## 5. 地方自治を守り、憲法にもとづく府政への転換を

### ○関西広域連合のあり方の見直し、京都地方税機構の強権的運営の中止を

- ①リニア中央新幹線の建設中止を国に求めるとともに、誘致活動をやめること。
- ②関西広域連合は、廃止も含めた見直しの検討を行うこと。
- ③大企業・特定企業を優遇支援する「関西イノベーション」や「国家戦略総合特区」など、

関西財界主導の運営や大企業の利益優先の事業展開を改めること。

- ④危険な原発の再稼働推進、カジノ誘致や地方自治破壊の「道州制」につながる検討など、設立当初の事業分野にも府民の利益にも反する事業拡大をやめること。
- ⑤京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、『納税緩和措置』を活用するよう求めること。
- ⑥府や市町村の課税自主権を侵害する法人関係税などの「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。

## ○憲法擁護、平和行政の確立、府政運営の転換を

- ①「武器輸出三原則」の見直し撤回、核密約の徹底究明、「非核三原則」の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行い、核兵器廃絶を世界に発信すること。被爆健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- ②舞鶴港の軍事的利用拡大は認めず、平和の港として発展させること。米艦船等の入港に対し、非核証明書の提出を求めること。
- ③周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ④憲法改悪と侵略戦争を肯定するあらゆる動きに反対すること。憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を守り、府民の暮らしのすみずみに生かすこと。
- ⑤府職員の異常な超勤とサービス残業の解消、メンタルヘルス対策の強化を進めること。府が雇用している非正規労働者の給与と労働条件を改善し、官製ワーキングプアを解消すること。
- ⑥「指定管理者の見直し」にあたっては、効率やコストだけを選択基準にするのではなく、施設の設置趣旨が生かされる選択を行い、労働条件の改善をすすめること。また、必要に応じ府直営に戻すことも検討すること。
- ⑦トップダウンの府政運営を改め、憲法と地方自治法にもとづく住民主役の府政運営に転換すること。